

大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討

委員 庄山悦彦

題記改革の実効果を高めるために下記を参考にしてください。

1. 各大学で学長、理事長を中心に、大学自身の問題として学内での議論が大切。
具体的には内規、基準等の見直しを行い明文化し、文部科学大臣に報告をせよ。
(平成 26 年年末を目標)
2. このために学長、理事長の任期が年内で上記検討に対し不具合となる場合には、各々の決定機関で認定の上、最大 1 年以内の延長を可とする暫定ルールが必要ではないかの検討。

以上